相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市鴨居二丁目一二番、最後の住所神奈川県横須賀市鴨居二丁目一二番J―二〇三号　被相続人　亡　吉村　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

神奈川県横須賀市久里浜一丁目五番九号
あずさわビル五〇三
相続財産管理人　弁護士　手島　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市坊ヶ浦二五六番地、最後の住所新潟県佐渡市羽茂本郷二五番地　はもちの里　被相続人　亡　加藤シヅエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

新潟県佐渡市柳沢三〇番地
相続財産管理人　石塚　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区下野町九〇番地一三、最後の住所静岡県静岡市清水区西久保一丁目一三の二六　グループホーム平和内　被相続人　亡　大村　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

静岡県静岡市清水区辻一丁目一番一二号
青木ビル二の一
相続財産管理人　弁護士　天野　靖久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区壬生高樋町五五番地、最後の住所京都市右京区梅津開キ町九番地の八　被相続人　亡　清水　正江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

京都市中京区寺町二条西入ル弘希ビル二階
弘希総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　今尾　元彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森北六丁目一〇四番地、最後の住所京都府八幡市内里北ノ口五番地の一有智の郷　被相続人　亡　中川　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

京都府宇治市広野町寺山一一五番地の四六
相続財産管理人　司法書士　林　泰宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市藤ケ丘三丁目一番地、最後の住所京都市右京区西京極畔勝町六三番地　友禅ハイツ八〇八号　被相続人　亡　髙澤　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

京都市中京区御池通麩屋町東入る上白山町二六四稲川ビル四階　小林千春法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　千春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市久美浜町友重一〇三一番地、最後の住所京都府福知山市桔梗が丘六丁目三一番地　被相続人　亡　友松　重秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

京都府福知山市南栄町四一番地一四　堀久ビル三階　福知山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮本　平一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市六六三番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　水野　久吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

大阪市北区天神橋二丁目北二番六号大和南森町ビル九階
相続財産管理人　弁護士　渡辺　法之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市賀集牛内二〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原口　悦明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

兵庫県洲本市本町六丁目二番一七号　兵庫シーランドビル五階　おのころ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富本　和路

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大西町二丁目一五番、最後の住所兵庫県宝塚市中筋山手一丁目一〇番八号　被相続人　亡　西川　濵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―三
ビル五階　春名・田中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細川　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市神島外浦二九八四番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　平山　裕嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

事務所岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル五階　石井克典法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町久良一六四〇番地、最後の住所広島県福山市南蔵王町一丁目二番一一―三〇一号　被相続人　亡　幸田　政則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

事務所　広島県福山市若松町一〇―五　法友会館三階
相続財産管理人　弁護士　高橋　武三

第66期決算公告

平成27年9月15日

徳島県徳島市応神町吉成字只津37番地19
東邦セールス株式会社
代表取締役　森本　昌章

貸借対照表の要旨　（平成27年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	330,713	流動負債	583,231
固定資産	962,256	固定負債	116,131
		負債合計	**699,363**
		株主資本	593,607
		資本金	100,000
		資本剰余金	493,607
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	468,607
		（うち当期純利益）	(49,242)
		純資産合計	**593,607**
資産合計	1,292,970	**負債・純資産合計**	1,292,970